

消防計画書

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、_____の防火管理についての必要事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、_____に勤務し、又は出入するすべての者に適用するものとする。

(管理権原者の責任等)

第3条 管理権原者は、社内の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。

2 管理権原者は、管理的又は監督的立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせるものとする。

3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合は、必要な指示を与えなければならない。

4 管理権原者は、防火上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修するものとする。

(防火管理者の権限と業務)

第4条 防火管理者は、この計画についてのすべての権限を有し、次の業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 消火、通報、避難訓練の実施（年2回以上）
- (3) 建物及び火気使用設備器具等の自主検査
- (4) 消防用設備等の点検の実施とその指導監督
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (6) 改装工事などの工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 従業員に対する防災教育の実施
- (9) 放火防止対策の推進
- (10) その他防火管理上必要な業務

第2章 予防管理対策

(予防管理組織)

第5条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもと、所定区域ごとに火元責任者を置き、建物、火気使用設備器具及び消防用設備等の点検検査を行う。

(火元責任者の業務)

第6条 火元責任者は、次の業務を行うものとする。

- (1) 担当区域内の火気管理
- (2) 担当区域内の建物、火気設備器具、電気設備及び消防設備等の日常の維持管理
- (3) 地震時における火気使用設備器具の安全確認及び出火防止措置
- (4) 防火管理者の補佐
- (5) その他防火管理上必要な業務
(自主検査及び点検)

第7条 建物、火気使用設備器具、電気設備の自主検査（別表1）及び消防用設備等の自主検査（別表2）は毎月1回行うものとする。

- 2 消防用設備等の法定点検は、別表3の実施計画に基づいて行い、点検結果については1年に1回直方市消防長に報告する。
(点検検査の改修等)

第8条 前条の自主検査及び点検の結果は、速やかに防火管理者に報告すること。

- 2 不備・欠陥箇所がある場合は、防火管理者は管理権原者に報告し、管理権原者はこれを改修しなければならない。ただし、改修及び予算措置に時間のかかるものについては、改修計画を作成し、直方市消防長に報告する。
- 3 防火管理者は、防火管理維持台帳等を作成し、自主検査及び点検の結果を記録するとともに、消防機関へ報告した届出書類及び防火管理業務に必要な書類等と併せて整備し、保管するものとする。

第3章 火災予防措置

(防火管理者への連絡事項)

第9条 次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備器具を設置又は変更するとき
- (3) 建物の増築又は改築、店舗の改装又は模様替え等を行うとき
- (4) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき
- (5) その他防火管理上必要な事項
(従業員等の遵守事項)

第10条 _____に勤務するすべての者（以下「従業員等」という。）は、日常を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難口、通路、階段等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
- (2) 防火戸及び防火シャッターの閉鎖障害となる物品を置かないこと。
- (3) 消防用設備等の周辺には、装飾せずその機能を阻害しないこと。
- (4) 火災を発見した場合は、直ちに消防機関（119）に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
- (5) 喫煙は指定した場所で行うこと。
- (6) 火災予防上危険な物品は持ち込ませないこと。

(火気使用時の遵守事項)

第11条 従業員等及び工事関係業者が火気等を使用する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事を行う者は、火気の使用及び管理について防火管理者の指示を受けること。
- (2) 火気使用設備器具は、使用前、使用后必ず点検を行い安全を確認すること。
- (3) 火気使用設備器具の付近には、燃えやすい物品等置かないこと。
- (4) 終業時には、吸殻等を指定の場所に集めること。

(放火防止対策)

第12条 防火管理者及び従業員等は、次に掲げる事項を遵守し放火防止に努めるものとする。

- (1) 建物内外の巡回を定期的実施すること。
- (2) 商品倉庫等への従業員等以外の立ち入りが無いよう必要な措置をとること。
- (3) 建物内外の整理整頓をし、ゴミやダンボール等の燃えやすい物は、収集日の決められた時間以外は外に出さない、又は放置しないこと。
- (4) 店休日及び終業時には、敷地及び建物の出入口を施錠すること。

第4章 自衛消防

(自衛消防の組織と任務分担)

第13条 自衛消防の組織として防火管理者を自衛消防隊長とし、自衛消防隊を別表4のとおり指定する。

(避難経路図等)

第14条 防火管理者は、人命の安全を確保するため、消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路図を作成するとともに明示し、従業員等に対し、その内容を周知徹底させなければならない。

(避難通路の確保)

第15条 避難通路は、避難口に有効に通じる幅員を確保した主要避難通路を保有すること。

(収容人員の適正管理)

第16条 防火管理者は、次に掲げる事項を遵守し、収容人員の管理に務めるものとする。

- (1) 売場や催事場等に収容できる人員を、売場等の面積・構成等を考慮し、事前に把握するとともに従業員等に周知徹底する。
- (2) 催事場及び特売場の開設に伴い混雑が予想される場合は、必要の都度、掲示板、放送等により入場制限を行い、避難誘導員の配置等必要な混乱防止措置をとる。

第5章 地震対策

(地震予防措置)

第17条 防火管理者及び火元責任者は、地震の災害を予防するため、次の事項を行うものとする。

- (1) 建物又は建物に付随する看板、窓枠、外壁等の倒壊、落下の有無の検査及びその防止措置

- (2) 売場内の什器及び陳列装飾物等の転倒、落下の有無の検査及びその防止措置
 - (3) 火気使用設備器具の転倒防止措置、火気使用設備器具の上部及び周囲の可燃物落下の有無の検査及びその防止措置
- 2 震災に備えて飲料水、非常用食料、救急用具、懐中電灯、携帯ラジオ、その他必要なものを準備しておく。
- (地震時の活動等)

第18条 地震時の活動は、第13条で定める自衛消防組織の役割分担によるほか、次の安全措置等を行う。

- (1) 火気使用設備器具の直近にいる従業員等は、電源及び熱源の遮断等を行い、防火管理者に状況を報告する。
- (2) 防火管理者は、二次災害の発生を防止するため、建物、火気使用設備器具等の点検検査を実施し、異常が認められた場合は応急処置を行う。
- (3) 地震後、火元責任者は、建物、火気使用設備器具等の点検検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後使用を開始すること。
- (4) 防火管理者は、被害の状況を従業員等に把握させるとともに必要な事項を指示し、関係防災機関からの情報を積極的に収集する。
- (5) 広域避難場所は、直方市地域防災計画で定める場所とする。
- (6) 広域避難場所への避難開始は、防災機関の避難命令又は自衛消防隊長の判断により行う。

第6章 教育及び訓練

(防災教育及び訓練の実施)

第19条 防火管理者は、従業員等に対して、次に掲げる教育及び訓練を実施するものとする。

種 別		実 施 時 期	備 考
防 災 教 育		採用時 月 月	○消防計画の周知徹底と役割分担について ○火災予防上の遵守事項について ○発災の周知方法及び避難誘導要領について ○震災対策について ○その他火災予防上必要な事項について
総 合 訓 練		・ 月	それぞれの部分訓練を連携して行うもの
部 分	通報訓練	・ 月	
	消火訓練	・ 月	年1回以上は、消火器の放射訓練の実施
	避難誘導訓練	・ 月	

(防火管理業務の一部委託)

第20条 管理権原者は、_____の防火管理業務の一部を警備会社等に委託する場合においては、防火管理業務の委託状況表（別表5）により委託範囲等を記載し、防火管理維持台帳に綴じておくものとする。

(防火管理再講習)

第21条

- (1) 防火対象物の点検及び報告が必要な防火対象物の防火管理者は、選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は再講習を修了している場合は、選任されてから1年以内に、それ以外の場合は、甲種防火管理新規講習又は再講習を修了してから5年以内に甲種防火管理再講習を受講する。
- (2) 管理権原者は、(1)の受講に際して、必要な措置を講ずる。

別表 1

自主検査チェック票

実施項目及び確認箇所		結果
建築物構造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートにひび割れ・欠損・脱落・風化等はないか。	
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	(4) 窓枠 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、または、枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変化等がないか。	
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等） 外壁・ひさし・パラペット等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取付部にゆるみ・浮きがないか。	
防火施設	(1) 外壁の構造及び開口部等 ① 外壁の耐火構造に破損はないか。	
	② 外壁の近く及び防火戸の内外に防火上支障となる可燃物の堆積及び避難の障害となる物品等を置いていないか。	
	③ 防火戸は円滑に開閉できるか。	
	(2) 防火区画 ① 防火区画を構成する壁、天井に破損はないか。	
	② 階段内に配管、ダクト、電気配線等が貫通していないか。	
	③ 自動閉鎖装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸が最後まで閉まるか。	
	④ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで作動するか。	
	⑤ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じてないか。	
避難	⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	
	(1) 廊下・通路 ① 有効幅員が確保されているか。	
	② 避難上支障となる設備・機器等の障害物を設置していないか。	

	(2) 階段	
	① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	
	② 階段室の内装は不燃材料になっているか。	
	③ 階段室に設備・機器等の障害物を設置していないか。	
	④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	
	(3) 避難階の避難口（出入口）	
	① 扉の開閉方向は避難上支障ないか。	
	② 避難扉の錠は内部から容易に開けられるか。	
	③ 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。	
	④ 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	
火 気 設 備 器 具	(1) 厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等	
	① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。	
	② ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。	
	③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー 及 び排気ダクトは、清掃されているか。	
	④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。	
	⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な 距 離が保たれているか。	
	(2) 暖房器具（ガストーブ、石油ストーブ等）	
電 気 設 備	① 自動消火装置は、適正に機能するか。	
	② 火気周囲は、整理整頓されているか。	
	(1) 変電設備	
	① 電気主任技術者等の資格を有する者が検査を行っているか。	
	② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。	
	③ 変電設備に異音、加熱はないか。	
危 険 物 施 設	(2) 電気器具	
	① タコ足配線の接続を行っていないか。	
	② 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
	(1) 危険物貯蔵取扱所	
	① 標識は掲げられているか。	
	② 掲示板（種別・数量等）には、正しく記載されているか。	
	③ 換気設備は適正に機能しているか。	
	④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
	⑤ 整理清掃状況は適正か。	
	⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	

	⑦ 屋内タンク、地下タンクの場合に通気管のメッシュに亀裂等はないか。			
	(2) 指定可燃物貯蔵取扱所			
	① 標識は掲げられているか。			
	② 貯蔵取扱所周囲に火気はないか。			
	③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。			
備考	※ 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。 結果の凡例 ○…良 ×…不備・欠陥 ㊦…即時改修 /…該当なし			
検査実施日	検査実施者氏名		防火管理者確認印	

別表 2

消防用設備等自主点検チェック票

実 施 設 備	確 認 箇 所	結 果
消 火 器 (月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れてないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) (月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー (月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例・物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 双水口の変形及び操作障害はないか。	
	(4) スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。	
	(5) 制御弁は閉鎖されてないか。	
水噴霧消火設備 (月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例 物品の集積等)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備(固定式) (月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。	
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	
動力消防ポンプ設備 (月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷はないか。	

自動火災報知設備 (月 日実施)	(1) 非常灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっているか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、油煙、ホコリ、錆等で固着していないか。	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 破損、変形、損傷はないか。	
	(3) モジュールが接続されているか。	
非 常 ベ ル (月 日実施)	(1) 非常灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放 送 設 備 (月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるかどうか確認する。	
避 難 器 具 (月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっていないか。	
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘 導 灯 (月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水 (月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	(2) 道路から、吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入道路が確保されているか。	

	(3) 地下式の防火水槽，池等は，水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (月 日実施)	(1) 送水口の周囲は，消防自動車の接近に支障がないか。また，送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には，散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (月 日実施)	(1) 送水口の周囲は，消防自動車の接近に支障がないか。また，送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。	
	(3) 放水口の周囲には，ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	
	(5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備 考	※ 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告します。 結果の凡例 ○…良 ×…不備・欠陥 ☒…即時改修 /…該当なし	
検査実施者氏名		防火管理者確認印

別表 3

消防用設備等点検実施計画表

消防用設備等 点検の種別		
機器点検 (6ヶ月ごと実施)	毎年 月 月	毎年 月 月
総合点検 (1年ごと実施)		毎年 月
点 検 設 備 業 者	会社名	
	住 所	
	電 話	

別表 4

自衛消防隊の編成と任務

自衛消防隊長		○ 自衛消防隊に対する指揮、命令、監督を行う。
通報連絡班		○ 通報連絡班は、火災発生を覚知後、速やかに消防機関へ通報するとともに、店内放送により出火場所・避難誘導等指示する。 ○ 避難時のパニック防止のため必要な情報を随時放送する。
救 護 班		○ 救護班は、負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を密にして、負傷者を速やかに運ぶことができるようにする。 ○ 負傷者の氏名、負傷程度等の必要事項を記録する。
消 火 班		○ 消火班は、出火場所に急行し、消火器及び消火設備を有効に活用して初期消火活動を行う。
避難誘導班		○ 避難誘導班は、避難経路図に基づいて避難誘導する。 ○ 非常口の開放並びに開放の確認をする。 ○ エレベーター及びエスカレーターの非常時の措置をする。 ○ 携帯用拡声器等を使用して落ち着いて行動するように誘導する。 ○ 避難方向がわかりにくい時は、曲がり角に誘導員が立って誘導する。 ○ 避難完了後は、避難者数及び負傷者数の確認を行い自衛消防隊長に報告する。

別表 5

防火管理業務の委託状況表

受託者の氏名 及び住所等	事業所名及び 職・氏名	
	住所等	
防火管理者の 状況（該当する 場合のみ記入）	防火管理者 職・氏名	
	営業所等	
	教育担当者講習 修了者職・氏名	
	教育計画	
防火管理業務 の委託状況	委託範囲	
		☐ 常駐 ☐ 巡回 ☐ 遠隔監視
	委託業務 実施方法	